平成29年度全国高等学校総合体育大会西川町売店等運営要項

1　趣　旨

この要項は、平成29年度全国高等学校総合体育大会西川町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が平成29年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）カヌー競技大会並びに登山大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2　施設等の使用許可

町実行委員会は、各競技会場内に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3　出店申請

売店等の出店を希望するもの（以下「出店者」という。）は、出店申請書（様式第１号）に関係書類（添付資料１～３）を添えて、町実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

4　出店者の選定

出店者の選定にあたっては､地元の出店者を優先することとし､次の事項に留意するものとする。

(1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。

(2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会山形県開催基本構想に照らし､大会の出展者としてふさわしいこと。

(3) その他、町実行委員会が特に認めること。

5　出店許可

町実行委員会は申請内容を審査し、大会運営に支障がないと認められる範囲内において、出店者を選定し、出店許可書（様式第２号）を交付するものとする。

6　販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。ただし、（公財）全国高等学校総合体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア　パン類（調理パンを除く）及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全が高く、衛生的に包装されたもの。

イ　飲料水類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ウ　果物類

新鮮でカットしていないもの。

エ　土産食品

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、参加者及び一般観覧者当にとって必要と思われるもの。

7　食品の販売

(1) 食品類を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあっては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可書の写しを町実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあっては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを町実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会山形県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(5) 町実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の２カ月前までに、所轄の保健所へ提出するものとする。

(6) 食中毒等、販売した食品等に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

8　出店の場所

出店の場所は、町実行委員会が指定し、原則、出店者につきテント１張（約 3.6m×5.4m）とする。ただし、町実行委員会が特に認めるときはこの限りでない。

9　出店の期間

(1) 出店の期間は、町実行委員会が指定する期間とし、原則、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

(2) 出店の時間は、原則として競技開始３０分前から競技終了３０分後までとする。

10　出店の方法

町実行委員会が指定する方法とする。

11　経費の負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

12　出店料

(1) 町実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別表１に定める出店料を所定の期日までに町実行委員会に支払うものとする。ただし、町実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りではない。

(2) 出店者が、出店許可を得た後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、町実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。

13　遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
(2) 売店等には、出店許可証（様式第２号）を掲示すること。
(3) 販売品目は大会にふさわしい品位のあるものとする。
(4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
(5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
(6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
(7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において、発生した廃棄物は、毎日閉店後に持ち帰って処分し、常に環境美化に努めること。
(8) 出店の権利を、第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
(9) 接客にあっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
(10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
(11) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、町実行委員会の指示に従うこと。
(12) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。発電機等、必要な場合は各自が用意すること。
(13) 商品及びテント等の管理は、出店者の責任とする。
(14) 天候の悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
(15) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
(16) 町実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

14　許可の取り消し

町実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、町実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りではない。

15　損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

16　原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、町実行委員会の検査を受けなければならない。

17　管理責任

売店等における販売品及び備品等の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、町実行委員会は一切その責を負わない。

18　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については町実行委員会が別に定める。

附　則

この要項は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

別表１

平成 29 年度全国高等学校総合体育大会西川町売店設置場所等一覧表

競技名	競技会場名	設置期間	日数	出店料 （テント１張あたり）
登山	弓張平公園	平成 29 年７月 30 日（日）	１日	5,000 円
カヌー	月山湖カヌー スプリント競技場	平成 29 年８月５日（土） から８月 10 日（木）	６日	30,000 円